

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」への意見

法人名	東京電力株式会社
部署・役職	経理部・決算グループマネージャ
氏名	文挾 誠一
電話番号	
電子メールアドレス	

第6項(会計方針の変更に関する原則的な取扱い)

- ・ 「会計基準等に特定の経過規定が定められている場合には、その経過規定に従うものとする。」という規定において想定している「会計基準等」とは、原則として過年度遡及修正会計基準が公表されて以降に適用されることになる会計基準等を指していると考えられる。
- ・ しかしながら、そのような「会計基準等」において定められる特定の経過規定は本検討状況の整理の考え方を前提としておらず、新たに過年度遡及修正会計基準が公表された場合は、今後公表される「会計基準等」においても原則として変更後の会計方針を遡及適用するべきであると考ええる。
- ・ さらに、現在公表されている「会計基準等」のうち適用年度が過年度遡及修正会計基準の公表後となるものについても、経過規定の改正を検討するべきではないか。なぜなら、既に公表されている「会計基準等」の特定の経過規定は、本検討状況の整理の考え方がなかったため規定されたものであり、本検討状況の整理の原則的な取扱いを前提とした場合は異なる経過規定となることが考えられる。また、現在では本検討状況の整理が公表され過年度遡及修正会計基準の作成に向け着実に検討が進められており、過年度遡及修正会計基準の公表後に適用となる「会計基準等」の経過規定については、改めて過年度遡及修正会計基準との整合を図るべきであると考ええる。
- ・ これについて本検討状況の整理では、特定の経過規定が優先して適用される理由として 56 項に情報の有用性や見積りの要素の度合、情報収集等に係るコスト、国際的な会計基準との整合性等を考慮したとあるが、一方、13 項では詳細な注記を求めており、特定の経過規定を適用した場合にも遡及適用した場合と同等の見積りや情報収集等を行う必要があり、56 項に掲げられた要因が特定の経過規定を優先させる十分な理由とは言い難い。
- ・ しかしながら、56 項のような事情等に配慮して特定の経過規定を容認する場合には、原則としては変更後の会計方針を遡及適用するとしつつ、「特定の経過規定が定められている場合には、その経過規定に従うことができる」とするべきであると考ええる。これにより、遡及適用を選択した企業の情報の有用性がより高まるものと考ええる。
- ・ なお、この場合原則的な取扱いにより遡及適用した企業と特定の経過規定を適用した企業とで比較可能性が損なわれるという懸念があるが、13 項により詳細な注記を求めていることから、異なる取扱いをした場合でも企業間の比較可能性は確保され则认为る。

以上